

(平成26年5月21日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会神奈川地方事務室分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4件

厚生年金関係 4件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5件

厚生年金関係 5件

第1 委員会の結論

申立人のA社（B社所有の船舶C）における船員保険被保険者の資格取得日は、昭和20年7月12日であると認められることから、申立人に係る船員保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和20年7月から同年12月までは60円、21年1月から同年3月までは140円とすることが必要である。

また、申立期間において、B社所有の船舶Cは、戦時加算該当船舶であることが確認できることから、申立期間を戦時加算該当期間とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年7月頃から21年4月1日まで

私は、昭和20年7月にB社に入社し、同社所有の船舶C等に乗船し、24年2月まで勤務していた。しかし、船員保険の記録によると、申立期間が船員保険の被保険者期間となっておらず納得できない。

調査の上、申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、B社が保管している申立人の配乗記録に、「昭和20年7月12日 船舶C D地区」、「昭和21年3月1日 船舶C E地区」と記載されていることから、申立人は、昭和20年7月12日から21年4月1日までの期間において船舶Cに乗船していたことが認められる。

また、オンライン記録によると申立人のA社における船員保険被保険者の資格取得日は、昭和21年4月1日とされ、申立人に係る船員保険被保険者台帳にも資格取得日として同日と記載されているが、当該被保険者台帳には、同社に係る被保険者記録の前にその後の被保険者記録が記載されて

いるなど被保険者記録が時系列に記載されていない上、上記被保険者台帳とは別に申立人に係る船員保険被保険者台帳が存在するところ、当該被保険者台帳には被保険者資格取得日の記載が無い。

さらに、A社に係る船員保険被保険者名簿が二冊確認できるところ、当該二冊の被保険者名簿には資格取得日の記載が無い。

これらのことから、申立人の船員保険被保険者記録に係る管理が適切に行われていたとは言い難い。

また、上記の被保険者名簿のうちの一冊には、申立人と同ページに記載されている被保険者全てに資格取得日の記載が無く、当該ページの先頭に記載された被保険者の備考欄に「21. 4. 1 変更」と記載されているところ、B社が保管している申立人に係る船員保険被保険者票には、昭和 21 年 4 月 1 日は報酬月額変更年月日として記載されている上、事務センターは、「昭和 21 年 4 月 1 日は月額変更年月日と考えられるため、申立人に係るこれ以前の被保険者名簿が存在していたものと考えられる。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における船員保険被保険者の資格取得日は、昭和 20 年 7 月 12 日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記の配乗記録の給料額から、昭和 20 年 7 月から同年 12 月までは 60 円、21 年 1 月から同年 3 月までは 140 円とすることが妥当である。

また、B社所有の船舶Cは、戦時加算該当船舶名簿により、戦争危険海域を航行する船舶である戦時加算該当船舶であることが確認できることから、申立期間を戦時加算該当期間とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が平成10年4月1日、資格喪失日が同年6月1日とされ、当該期間のうち、同年5月31日から同年6月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日を同年6月1日とし、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和53年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成10年5月31日から同年6月1日まで

私は、平成10年5月31日にA社を退職したが、同社は、厚生年金保険の被保険者資格喪失日を同年6月1日とすべきところ、誤って同年5月31日と届け出た。その後、同社が資格喪失日を同年6月1日とする訂正届を提出したが、厚生年金保険法第75条に該当するため、年金額の計算には反映されない期間となる説明を受けた。私は、申立期間の保険料は控除されていたと記憶しているので、調査の上、申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が平成10年4月1日、資格喪失日が同年6月1日とされ、当該期間のうち、同年5月31日から同年6月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、事業主から提出された人事データにより、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社は、「通常、月末退職者については退職月の保険料を控除しているので、申立人の申立期間における厚生年金保険料も控除したと思われる。」と回答している。

さらに、申立人については、人事データに記載された退職日とオンライン記録におけるA社の資格喪失日が同日となっているが、複数の同僚のオンライン記録における資格喪失日は、それぞれの人事データ上の退職日の翌日となっており、人事データ上の退職日とオンライン記録における資格喪失日が同日とされている者は申立人を除き確認できない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成10年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失に係る届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても納付していないと回答していること、及び事業主が資格喪失日を平成10年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が、同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和62年9月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年8月21日から同年9月21日まで

私は、昭和61年4月1日から平成14年3月31日まで、A社に継続して勤務していたが、同社C工場から同社本社に転勤した時の申立期間が被保険者期間となっていない。調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の同僚の証言から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（同社C工場から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、事業所が「昭和62年9月21日を資格喪失日とすべきであった。」と回答していることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和62年7月の社会保険事務所（当時）の記録から22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、「納付はしたが厚生年金保険の資格喪失日を昭和62年9月21日と届出をすべきところ、同年8月21日

と届け出た。」と回答していることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を110万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月12日

私の年金記録を確認したところ、A社（現在は、B社）C事業所に勤務した期間のうち、申立期間の賞与に係る記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

D健康保険組合からの回答及び申立人の賞与振込先である金融機関の取引記録により、申立人が申立期間において賞与の支給を受けていたことが確認できる。

また、D健康保険組合における申立人の申立期間に係る標準賞与額は110万円と記録されており、上記の取引記録に記載されている賞与振込額は、賞与支給額を110万円として社会保険料及び所得税を源泉控除した場合の振込額とおおむね一致する。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間における標準賞与額については、D健康保険組合における平成15年12月12日の標準賞与額の記録から、110万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は納付したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざる

を得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月 1 日から平成元年 4 月 1 日まで
私は、A社に昭和 58 年 4 月 1 日から平成元年 3 月 31 日までの 6 年間勤務していたが、厚生年金保険の記録では、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社で勤務していたと述べている。

しかしながら、オンライン記録において、申立人が記憶する所在地にA社という名称の厚生年金保険の適用事業所は見当たらない上、類似した事業所名で確認しても該当する事業所は見当たらない。

また、申立人が記憶する所在地を管轄する法務局にA社に係る登記の記録は確認できないことから、申立てに係る事業所を特定することができない。

さらに、申立人は同僚の名前を記憶しているものの、当該同僚を特定することができないことから、これらの者に申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について照会することができない。

このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月 1 日から 37 年 7 月 12 日まで
私は、同郷の友人と一緒にA社に入社し、同じ職場で勤務していた。友人の厚生年金保険の被保険者記録があるにもかかわらず、私の記録が欠落しているので、調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が一緒に入社したと述べている同僚の供述及び申立人が所持していた職場旅行の写真により、期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社は既に解散しており、同社の元事業主に照会を行ったが回答が無いことから、申立人の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社の複数の同僚に照会を行ったものの、申立人の厚生年金保険料の控除に係る供述を得ることはできず、申立人が一緒に入社したとする同僚の厚生年金保険の被保険者資格取得時期は、昭和 36 年 7 月 3 日であることが、オンライン記録で確認できる上、当該同僚は、同社の入社当初は厚生年金保険に加入しておらず、資格取得時期に誤りは無い旨供述している。

加えて、上記の職場旅行の写真において、氏名が判明した者の中には、A社において厚生年金保険被保険者記録が確認できない者も存在する。

このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における保険料控除について確認できる関連資料

及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

関東神奈川厚生年金 事案 8910

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月31日から同年3月26日まで
A社（現在は、B社）及びC社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。給与から厚生年金保険料が控除されていた記憶があるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の供述及び同僚の証言により、申立人は、申立期間において、A社及び同社のグループ会社であるC社に継続して勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、オンライン記録で申立人と同様にA社で昭和45年1月31日に資格喪失し、C社で同年3月26日に資格取得している同僚が所持する給料支払明細書では、同年2月の厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

また、C社が厚生年金保険の適用事業所になったのは昭和45年3月26日であり、申立期間は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

さらに、B社は申立期間当時の賃金台帳等の資料を保管していないため、申立人に係る厚生年金保険の適用及び保険料の控除について不明と回答している。

このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

関東神奈川厚生年金 事案 8911

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 7 月 1 日から 49 年 7 月 30 日まで
申立期間は、A事業所が所有するB船舶で、C職として勤務していた。同船は、D社専属で、E港で稼働していた。
調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が事業主の住所及び業務内容を記憶していること、並びに申立期間にD社に勤務していた従業員の証言により、期間は特定できないものの、申立人がA事業所の所有するB船舶で、C職として勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、オンライン記録において、A事業所及びB船舶という名称の厚生年金保険の適用事業所は見当たらない。

また、申立人は、A事業所に勤務していたのは、申立人のみであったと述べていることから、同僚に当時の状況をうかがうことができない上、申立人が、事業主であったと述べているF氏の所在も不明であることから、事業主に当時の状況を確認することができない。

このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

関東神奈川厚生年金 事案 8912

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年11月18日から47年1月5日まで
私は、A社に勤務していたが、昭和46年11月に、私を含め同社に勤務していた数人がそのままB社（現在は、C社）の所属となった。申立期間は、勤務場所も変わることなく、A社での仕事と同じ仕事を引き続き行っていたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言及びC社から提出された社内人事報（写）から、申立人が申立期間において、A社に継続して勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人と同一の部署に勤務し、A社からB社に転籍した複数の同僚も、申立期間とほぼ一致する期間においてはA社又はB社に係る厚生年金保険被保険者となっていない。

また、申立人及び上記の複数の同僚の健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載されたこれらの者の厚生年金保険被保険者資格の喪失日はオンライン記録と一致している上、喪失日直後の昭和46年11月26日又は同年11月29日に健康保険被保険者証を返納していることが確認でき、その手続に不自然さは見られない。

さらに、同僚の一人は、「会社から、昭和46年12月末頃まで、A社に勤務し、B社への異動は、47年1月になると言われた。」と述べているところ、上記の社内人事報（写）によると、申立人は、昭和47年1月5日にB社に入社したことが記載されており、これは、オンライン記録の同社における申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日と一致している。

加えて、A社は既に解散しており、当時の事業主の所在も不明であるこ

とから、申立期間当時の状況について確認することができない上、C社は、入社前に厚生年金保険料を控除することは無いと思われると回答している。

このほか、申立人は、当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。